

第7次総量規制基準値（大阪湾-COD）

【検討対象の凡例】

- : 国が6次から変更を行った箇所（「業種その他の区分」の名称、「上限値」又は「下限値」）
- : 県の基準値として、現行のC値のまま変更しないもの（現行基準が国の示した上限・下限の間にあるもの）
- : 県の基準値として、国の下限値を採用するもの（該当事業場が現在、県内に不存在）

項 番 号	備 考	業種その他の区分	コード		県 内 事 業 場 数	区 分	第7次基準値			
			業 種	工 程			国		兵 庫 県	
							大阪湾			大阪湾 基準値
							下 限	上 限		
5		部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業（第6次「肉製品製造業」を変更）	005		0	C <sub>co</sub>	40	50	40	
					0	C <sub>ci</sub>	40	50	40	
					0	C <sub>cj</sub>	30	40	30	
9		寒天製造業	009		0	C <sub>co</sub>	55	65	55	
					0	C <sub>ci</sub>	55	65	55	
					0	C <sub>cj</sub>	55	65	55	
49		有機質肥料製造業	049		0	C <sub>co</sub>	20	50	20	
					0	C <sub>ci</sub>	20	30	20	
					0	C <sub>cj</sub>	20	30	20	
97		パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）	097		0	C <sub>co</sub>	20	30	30	
					0	C <sub>ci</sub>	20	30	30	
					0	C <sub>cj</sub>	20	30	30	
109		石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの								
	109項の備考(1)	靑酸誘導品含有排水を排出する工程	109	1	0	C <sub>co</sub>	150	160	150	
					0	C <sub>ci</sub>	150	160	150	
					0	C <sub>cj</sub>	150	160	150	
122		有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）								
	122項の備考(1)	有機ゴム薬品製造工程	122	1	0	C <sub>co</sub>	150	160	150	
					0	C <sub>ci</sub>	150	160	150	
					0	C <sub>cj</sub>	150	160	150	
145		イオン交換樹脂製造業	145		0	C <sub>co</sub>	160	170	170	
					0	C <sub>ci</sub>	160	170	170	
					0	C <sub>cj</sub>	130	140	130	
186		伸線業	186		0	C <sub>co</sub>	10	25	10	
					1	C <sub>ci</sub>	10	20	10	
					1	C <sub>cj</sub>	10	20	10	
193		鍛工品製造業	193		1	C <sub>co</sub>	10	15	10	
					0	C <sub>ci</sub>	10	15	10	
					0	C <sub>cj</sub>	10	15	10	
204		電子回路製造業（第6次「プリント回路製造業」を変更）	204		0	C <sub>co</sub>	20	40	20	
					0	C <sub>ci</sub>	20	30	20	
					0	C <sub>cj</sub>	20	30	20	
205		電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（第6次「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を変更）	205		0	C <sub>co</sub>	10	30	10	
					0	C <sub>ci</sub>	10	30	10	
					0	C <sub>cj</sub>	10	30	10	
221		し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第318号）第312条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）								
	221項の備考(1)	平成18年1月31日以前に設置されたものであって、第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のもの（(3)に掲げるものを除く。）（第6次「第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のもの処理対象人員が5,000人以下のもの」を変更）	221	1	0	C <sub>co</sub>	40	50	40	
					0	C <sub>ci</sub>	30	50	30	
					12	C <sub>cj</sub>	30	50	30	
	221項の備考(2)	(1)のうち、昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のもの（第6次「第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであって処理対象人員が5,000人以下のものであって、昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のもの」を変更）	221	2	0	C <sub>co</sub>	40	50	50	
					0	C <sub>ci</sub>	40	50	40	
					0	C <sub>cj</sub>	30	50	-	
	221項の備考(3)	平成18年1月31日以前に設置されたものであって、第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの（第6次「第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの」を変更）	221	4	1	C <sub>co</sub>	10	40	40	
					1	C <sub>ci</sub>	10	40	20	
					3	C <sub>cj</sub>	10	40	20	
223		し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	223		0	C <sub>co</sub>	40	50	50	
					0	C <sub>ci</sub>	30	50	30	
					0	C <sub>cj</sub>	20	40	20	
		(第6次「日平均排水量が3,000m <sup>3</sup> 未満のもの」を削除)	223	1	0	C <sub>co</sub>	-	-	50	
					0	C <sub>ci</sub>	-	-	30	
					0	C <sub>cj</sub>	-	-	20	
	223項の備考(1)	昭和62年6月30日以前に設置されたもの（(2)に掲げるものを除く。）（第6次「昭和62年6月30日以前に設置されたもの」を変更）	223	2	0	C <sub>co</sub>	40	50	50	
					0	C <sub>ci</sub>	40	50	40	
					0	C <sub>cj</sub>	20	40	-	
	223項の備考(2)	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	223	3	0	C <sub>co</sub>	10	50	40	
					0	C <sub>ci</sub>	10	50	30	
					0	C <sub>cj</sub>	10	40	20	

国の告示改正により、大阪湾に係る業種工程コード「223の1」が削除され、業種工程コード「223」に統合されました。このため、C値については業種工程コード「223」の値が適用されることとなります。